

コロナ関連業務の執行体制 在宅勤務の課題解消求める

県職労は、4月10日、「新型コロナ」感染拡大防止に関する緊急要請を行い、各支部も同様の要請を県民局（県民センター）に行った結果、職場の遮蔽壁、マスク、アルコールの確保や通勤手段の柔軟対応などの感染防止対策が実施されている。一方「感染防止のための出勤者抑制」として4月14日から在宅勤務が実施されているが、年度末処理など処理期限が迫る業務も多い中、業務内容や職場の状況によって、さまざまな課題も生じている。この間、本部・支部で現場を回って明らかになった課題等については、引き続き、当局に対応を求めていく。

主な職場の状況

○県庁職場

コロナ関連業務以外の職場では概ね7割削減で在宅勤務が実施されている。共通パソコンの在宅勤務利用が可能となるなど改善も行われているが、リモートアクセス拡充対象者が限定されており、さらなる対策が必要である。

○県税事務所

税評は、税務課に対し、窓口カウンターへの遮蔽壁等の設置など職員、来庁者の感染防止対策を求め、対応が実施されている。在宅勤務の実施にあたり、税務課から業務ごとの方針（定期課税の取扱い等）が示されているが、決算、自動車税の納税通知の発送を控えており、課によって、在宅勤務の実施状況には差が生じている。

○土木事務所

事務所の状況に応じ5割削減を基本に在宅勤務が実施されている。職場の遮蔽壁など職場での感染防止対策については、引き続き対応を求めていく必要がある。出納閉鎖に向けた積算作業や次年度に向けた予算要求作業など通常時でも多忙を極める時期であるが、出勤者抑制を受け業務効率が著しく低下する一方、コロナの経済対策としての事業の早期発注の方針も示されており、引き続き業務縮減策を求めていく必要がある。

○健康福祉事務所

「新型コロナ」の対応が続く中で、休日出勤もあり、超過勤務の増となっている。阪神間の健康福祉事務所を中心に保健師、事務職員、総合衛生学院の教務職員等の応援職員が派遣され、また、検体搬送にかかる自動車運転員の応援なども実施されている。電話相談が増える一方で、通常業務の対応もあり、職場は多忙を極めている。出勤者を減らすことが困難な状況の中で、職員の感染防止対策も必要となっている。

新型コロナ関連業務への応援

現時点で、健康福祉事務所への応援のほか、「24時間対応コールセンター（予防・検査・医療の相談）」、「緊急事態措置コールセンター」、「休業要請事業者経営継続支援事業専用ダイヤル」、軽症者用宿泊療養施設に係る応援などが、管理・監督職を中心に実施されている。

今後の主な課題

1. 5月7日以降の業務執行体制。
2. 健康福祉事務所等「新型コロナ」関連業務に係る業務執行体制の確立・職員のさらなる感染防止対策や健康管理。当面するGWの業務執行体制。
3. 現在実施されている在宅勤務により支障を来す可能性のある業務の見直しや業務執行体制。



組合が要求して設置された
県税事務所窓口のクリアカーテン